

第12回共通課題対策ワーキング・グループ
議事概要

1. 日 時：令和5年5月8日（月）14時59分～16時12分

2. 場 所：オンライン会議

3. 出席者：

（委員）	菅原晶子（座長）、杉本純子（座長代理）、岩下直行
（専門委員）	住田智子、瀧俊雄、戸田文雄、田中良弘、村上文洋、落合孝文
（事務局）	辻規制改革推進室次長、鈴木参事官
（ヒアリング出席者）	freee株式会社 木村執行役員 社会インフラ企画部長
	厚生労働省 松本審議官（職業安定、労働市場整備担当）
	日原審議官（医療保険担当）
	宮本年金管理審議官
	デジタル庁 湯本審議官

4. 議題：

（開会）

1. 「子育てに関する各種申請業務の負担軽減」について
2. 「規制改革ホットラインの処理方針」について

（閉会）

5. 議事概要：

○鈴木参事官 それでは、定刻になりましたので、第12回「規制改革推進会議共通課題対策ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、スタートアップ・イノベーションワーキング・グループから落合専門委員に御出席いただいております。

皆様、お忙しいところ、誠にありがとうございます。

本日は、オンラインで開催しておりますので、会議中は雑音が入らないよう、画面左下のマイクアイコンでミュートにさせていただきますようお願いいたします。また、御発言の際はミュートを解除して御発言いただき、御発言後は再度ミュートにさせていただきますよう御協力をお願いいたします。御発言いただく際は、「手を挙げる」ボタンを押していただきますと、菅原座長より順番に指名させていただきます。

なお、進行時間を厳守したく存じますので、大変恐縮に存じますが、御質問につきましては要点を絞ってコンパクトにお願い申し上げます。

以降の議事進行につきましては、菅原座長にお願いしたく存じます。

菅原座長、よろしく願いいたします。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、議題「子育てに関する各種申請業務の負担軽減」に移ります。

企業の人事労務は、特に中小企業は現状において人手不足が大変大きな課題となっており、出産手当金や育児休業給付金など、子育てに関する各種申請業務の負担軽減に係る対応も今後極めて重要になっていくと思われまます。

本日は、このような問題意識から、各種申請業務の負担軽減を図る観点で新経済連盟様、厚生労働省様、デジタル庁様にお越しいただき、皆さんで討議したいと思います。

それではまず、freee様より御意見につきまして5分程度で御説明をお願いしたいと思います。よろしく願いします。

○freee（木村執行役員） ありがとうございます。

本日はお時間をいただきましてありがとうございます。子育てに関する各種申請業務の負担軽減に向けてということでお話しさせていただきます。freeeの木村と申します。よろしく願いします。

弊社もこういう人事労務のソフトウェアの提供をしております、そこのお客様からいろいろお伺いすることもあるということと、弊社自身の労務の担当者からいろいろな普段聞くこともございまして、いろいろな観点で課題があるなど思っている次第です。

子育て関連手続の課題というのはまさにここにぱっと列挙しているのですけれども、一人お子さんができて育休なりなんりの手当をしましょうということになると、申請者が一人出るとこれぐらい手続をやらないといけないというのが労務の担当の人たちの御苦勞であるということです。もちろん親御さん本人の手間というものもありますけれども、この労務の担当者の手間というのもなかなか軽く見ることができないボリュームがありそうですということです。

中小企業ということを取り上げますと、一人労務がいて、かつ兼務というケースが非常に多いというのが我々のお客様の実情を見ますと分かっていることでございます。毎年いろいろ社保の制度というのは変更があるわけですが、そこに追従していくのが、まずそれだけでも結構きついというのが兼務でやっている人たちの実態です。経理もやっていたら、例えば従業員が入ってきたらパソコンを手配するみたいなものを含めて、全部総務の業務をやっているわけですし、半分情シスの人として動いている部分もあるという中で、大企業のように専任の担当が何人も置けるような状態でない体制で制度対応に追従していく、手続をやっていく。あるいはそもそも人数が少ないので、めったに起きない手続というのがそもそもいっぱいあるわけです。めったに起こらない手続ということをやろうとすると、その点に関しては、労務担当とはいえ素人とあまり変わらないということなので、手続はどういうことをやらなくてはいけないのか調べたり、社労士さんに聞きながらやっていくというので、そういうキャッチアップコストがすごく高い。ここで「思い

出しコスト」とか「気づくコスト」と書いていますけれども、漏れなくやるというのは非常に大変です。

かつ労務の方の事務負担の大きな部分というのは、従業員の人たちとのやり取りなので、それは、従業員の方々もどういう手続が必要かということをおあまり理解していない中で、これとこれとこれが必要だということをお正しく伝え、漏れなく資料を回収する、添付書類などを回収する。これが非常に大変であると。忘れているのをつついたり、紙で持ってきてくれないとか、しかも、今はリモートワークとかもありますから、次に紙を持ってこられるときはいつだとか、そういうやり取りというのがなかなか負担であるということになります。

そういう観点で、添付書類というのは少ないほうがハッピーであるということはお言えるのかなと思っております、そこが先ほどのなぜ添付書類を省略するとハッピーになるかということ、それ自体をお用意する親御さんの手間が減るということもありますけれども、労務担当者が親御さんと書類をやり取りする、漏れなく回収するやり取りというところが大きく減らせるということが大きいと思っております。

そもそも分からないことを労務に聞くということも、親御さんになる従業員からしても、特にお休みに入ろうとしている人、入ってしまった人はますます聞くということ一つとってもハードルが高いということになります。なので、どうやればマイナンバーの連携とか、申請書に親子両方とも個人番号を記載するとか、事業主さんが続柄を確認する。そういった工夫をしていくことで添付をなくせるのであればなくしたほうがよいのではということ、そこで例として挙げさせていただいているのが、母子手帳であればこういった雇用保険の手続、銀行口座の通帳の写しというのをまだ求められますし、住民票、戸籍謄本というのはやはりすごく大きいものですか、そういったところの省略が望ましいと思っております。

もう一つ、先ほど兼務の労務の人たちという中小企業の労務の特性をお話ししましたが、やはり全部の手続に精通するというのは非常に難しいというのが実態でして、もちろん社労士さんに聞いたりもしていくのですけれども、そもそも知らないとお正しく聞くというのは結構難しく、せっかく得られたはずの権利を行使できないという事態というのは表面化していない以上に実態ではすごく起きていると思っております。これはある種すごく悪い言い方をすれば、意図せぬ水際作戦みたいになってしまっているものというのが多々世の中にあるのではないかなと、我々はユーザーさんの知識の実態を鑑みると、そうなのではないかなと思っております。

これは例ですけれども、いわゆる養育期間の特例というところで、この育児休業給付金申請をした人というところは、基本的にはやはり時短になることが多いので、この特例を適用したほうが基本的にはお得です。ただ、労務担当の人というのはこれを知らないことというのは実際にあるので、それであれば給付金申請のときに適用しますか、しませんかという意思確認までセットにしたパッケージにして申請書にチェックを入れるというのを

入れてしまって、そうすることで漏れなくできるのではないかとか、こういうパッケージ化みたいなことというのをやっていくことで、そもそも手続自体の数を減らし、かつ漏れなくするというようなことというのも考え得るのではないかと考えておまして、実態としてはこれができないのだとか、受け付ける側の業務の事情とかももちろんあるとは承知しているのですけれども、可能な範囲でこういったことも御検討いただけると、よりよい、使いやすい制度になっていくのではないかなと考えております。

短かったです、私からは一旦以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

続きます、厚生労働省様より10分程度で御説明をお願いします。

○厚生労働省（事務局） 厚生労働省でございます。

本日の資料の論点に対する回答に沿って御説明させていただきたいと思っております。けれども、区分ごとに雇用保険と健康保険と厚生年金保険と複数の部局にまたがっている案件になっておりますので、論点1から3をまとめてそれぞれ雇用保険の部局と健康保険の部局と厚生年金保険の部局からそれぞれ御説明させていただければと思います。

では、まず雇用保険の関係について御説明させていただきます。

○厚生労働省（松本審議官） 職業安定局の審議官の松本でございます。

雇用保険について御説明申し上げます。よろしくお願いたします。

資料1-2の3ページを御覧いただきたいのですけれども、母子健康手帳の写しを求めているところの理由でございます。出生日や出産予定日によって育児休業給付の出る期間が変わりますので、これを確認するための資料として頂戴しているわけでございます。

3ページの下半分からですけれども、出産予定日の場合は、ごちゃっと書いてありますが、マイナンバー連携するための対応を考えております。ただ、対応を検討しなければいけない内容として、データが読みに行ってもない場合といった障害がある可能性があって、そのための検討に時間をいただきたいと考えております。連携で情報を得られる場合には対応できます。システム改修をすることによって対応できると考えています。問題は、出産予定日のデータが必ずあるとは限らないという点が障害になるかなと考えています。

次に（2）、次の4ページでございます。出生日ですけれども、これは必ずデータがあるはずですので、システムによる対応を考えたいと思っております。

それから、真ん中の住民票の写しでございます。マイナンバーをいただければ、これも連携により確保することが可能と考えられまして、このシステム改修の検討に入りたいと思っております。

次に、4ページの下から5行目、銀行口座通帳ですけれども、これは電子申請とか、又は公金受取口座を登録されている場合には、添付を今でも不要にしておりますので、これは対応済みだと考えております。

以上、雇用保険の関係でございます。総じて申し上げます、これからいろいろな事故が起こるかどうかという点の検証もしながら、システム対応をする方向で考えております。

雇用保険は以上です。

○厚生労働省（日原審議官）では、続きまして、健康保険関係のまず出産手当金に関係しまして御説明をさせていただきたいと思います。

保険局の日原と申します。どうぞよろしくお願いたします。

まず出産手当金でありますけれども、資料の5ページを御覧いただけますでしょうか。

そこに出産手当金についてという部分がございますけれども、そこがございますように、この出産手当金につきましては、被保険者の方が出産のために会社をお休みされて、報酬が受けられないときに支給されるものでございます。

ここに書かせていただいたことにプラスで少し補足をさせていただきますと、これは支給される期間でありますけれども、出産の日以前42日目から出産の日の翌日以降56日目までの範囲内で会社をお休みされた期間となっております。予定日より遅れて出産された場合の支給期間は出産予定日以前に42日、それから、出産の日翌日以降56日の範囲内となっております。実際に出産した日までの期間も支給されるということになってございますので、出産の予定日も含めて正確に把握する必要があるということ。もっと申し上げますと、この何日間というところの期間も、例えば多胎妊娠の方の場合ですとこの日数が長くなってまいりますので、そういったことも含めて正確に把握する必要があることから、現在、医師による証明などを求めているものでございます。

今後でございますけれども、これは7ページを御覧いただきたいと思います。

7ページの【出産手当金について】という部分を御覧いただきたいと思いますが、現在は、先ほどもお話にございましたが、自治体によっては妊娠届出の際に出産予定日を把握されていない場合などもあると伺っておりますので、マイナンバー連携で情報が取得できない場合も生じ得るかと思っておりますけれども、現在この地方公共団体の健康管理システムの標準化の中でいろいろ検討はされていると伺っております。こうした取組の状況を踏まえて、医師による証明などを不要とするということについて検討していきたいと考えてございます。

続きまして、被扶養者届について御説明させていただきたいと思います。これは論点1から御説明させていただきたいと思いますので、2ページを御覧いただけますでしょうか。

このたび、御提言といたしまして、市区町村に出生届が出たことをもって、そのお子さんに関する健康保険の被扶養者認定の手續も自動的に行われるようにできないかという御指摘をいただきました。ただ、これはこれから具体的に御説明したいと思いますが、実施が難しい。市区町村にも新しい事務をお願いする必要がありますほか、やはり事務処理期間が長くなる、あるいは市町村などの事務負担増の懸念があると考えてございます。

まず一点目でございますけれども、出生届の提出を受けただけでは、そのお子さんが御両親のどの方の被扶養者として認定を受けるのか、また、その被保険者の方がどの保険者に属しておられるのかということが特定できないという点がございます。仮にこの点を除いて考えるといたしましても、その下の□になりますけれども、やはり市区町村に新たな

事務をお願いして、保険者に対して必要な情報を送っていただくといった必要が生じますほか、やはり被扶養者認定に際しましては保険者のほうではほかの情報が必要という場合などもございまして、やはり被扶養者認定を受けていただくまでの期間が長くなってしまいます。あるいは保険者のほうにとりましても、事務負担の増大が見込まれるかと思っております。

ただ、後ほどもまた御説明させていただきますけれども、この被扶養者届につきまして、事業主さんなどで御確認いただける場合は、そもそも公的証明書などの添付書類が省略できるということとしてございますので、この点はぜひ御理解を賜りたいと思っております。

それで、事務の状況につきまして、まず健康保険組合について御説明をしたいと思えます。5ページを見ていただけますでしょうか。

5ページの被扶養者届についての健康保険組合の場合というところでも、認定事務におきましてこの添付書類をお願いしておりますのは、やはり被保険者の方との身分関係、あるいは同一世帯であるか否かを確認する必要があるためでございますが、②にございますように、この認定のための情報を保険者あるいは事業主の方が取得されているという場合は、添付を省略することができるということにしております。

それから、7ページを御覧いただけますでしょうか。

健康保険組合の場合でも、今申し上げたとおり、公的証明書等の添付を省略することができるということとしておりますことに加えまして、保険者において公的証明書が必要と判断された場合でも、マイナンバーによる情報連携で取得可能な情報もございまして、添付不要とできる書類については健康保険組合に対してその旨を周知してございますが、今回こうした御指摘をいただきましたので、この情報連携の一層の活用がされるように周知を図っていきたくと考えてございます。

以上でございます。

○厚生労働省（宮本年金管理審議官） 続きまして、年金局分について説明をいたしたいと思えます。

年金管理審議官の宮本でございます。

まず、論点1の後段ですけれども、雇用保険の育児休業給付金を申請した者については、時短勤務等をする可能性が高いため、養育期間標準報酬月額特例申出書の提出を可能であることを通知等し、その手続を漏れなく実施するような仕組みを設計すべきではないかという御質問をいただいております。

厚生年金保険料につきましては、育児休業を取得すれば免除対象になっておりますため、雇用保険のほうの育児休業給付金を申請している方は厚生年金の免除対象になっていることがほとんどであります。育児休業期間中の厚生年金保険料の免除を行われた方に同じ年金機構において養育期間の特例の周知を行うほうがより適切に対象者に効果的にお知らせできると考えております。養育期間の特例の申出の周知は、御指摘いただいたように大変重要なことだと考えておりますので、今回の御指摘も踏まえまして、その手続をより多く

の方に実施していただけますよう、育児休業免除の申請時に合わせて養育期間特例の周知をしてまいりたいと考えております。よりよい方策につきまして、前向きに検討してまいりたいと考えております。

それから、論点2の添付書類の省略についてでございますけれども、まず協会けんぽの場合ということで、5ページでございますけれども、被扶養者異動届について添付書類を求める理由につきましては、先ほど保険局から説明がありましたように、健保組合の場合と同様でございます。身分関係を確認するための添付書類は、事業主が被保険者と被扶養者の続柄を確認している場合には省略できるということにしておりまして、また、同一世帯であることを確認するための添付書類は年金機構で住基情報によって同一住所であることを確認できるため、既に大半の場合は添付書類を求めているという取扱いをしているところでございます。

次に、養育期間標準報酬月額特例申出書につきましての添付書類でございますが、こちらにつきましては、現在、申出者と子供の身分関係の確認のため、戸籍謄本、又は申請者が世帯主の場合は住民票の写しの添付を求めています。また、申請者と子が同居していることを確認するために住民票の写しの添付を求めていますけれども、申請者と子が同居していることを確認するための住民票の写しは、申請者と養育する子のマイナンバーがどちらも記載されている場合は、年金機構で住基情報によって同一住所を確認できるため、添付を省略しております。また、身分関係を確認するための戸籍謄本の添付につきましては、令和6年3月からマイナンバー制度における情報連携により省略が可能となるということでございます。

引き続きまして、論点3ですけれども、論点3は論点2で御説明をしたとおりでございます。基本的に事業主が続柄を確認している場合には省略することができる。それから、マイナンバー制度による情報連携が令和6年3月から可能になるので、そういった場合は添付省略をするということを検討していくということになっております。

年金局からの説明は以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございました。

続きまして、デジタル庁様より5分程度で御説明をお願いします。

○デジタル庁（湯本審議官） デジタル庁から御説明させていただきます。

今、厚生労働省からも御説明がありましたが、添付書類のマイナンバーによる提出の不要化につきましては、例えば雇用保険法における出生時育児休業給付金及び育児休業給付金につきましては、マイナンバー法において既に公金受取口座の情報提供を受けることが可能とされておりますので、公金受取口座の登録を行っている方に関しましては、改めて銀行口座通帳の写しなどは不要になってございます。

また、これも厚生労働省さんのほうから御説明がありましたが、健康保険法による被扶養者異動届、また、厚生年金保険法による養育期間標準報酬月額特例申出書につきましては、令和6年3月以降、マイナンバー法に基づく情報連携により、戸籍関係情報の提供が

可能となるように既に制度面でも整備されております。今、システム面でも整備を進めておりますので、令和6年3月以降につきましては、戸籍謄本の添付省略が可能となるものと認識しております。

その他、住民票の添付省略などにつきましては、これは厚生労働省の制度設計の部分でございますが、例えばマイナンバーの情報連携につきましては、既に本事案の各事務としては法律上可能となっている部分も多くありますので、その中でもし制度の改正が必要であれば、我々のほうも前向きに対処していきたいと考えてございます。

いずれにいたしましても、マイナンバー制度の情報連携による行政の効率化ということに関しましては、デジタル庁といたしましても大変重視しております、ぜひとも進めていきたいと思っておりますので、今回御要望があった事案につきましても、厚生労働省と連携しながら、課題解決の検討を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

デジタル庁からの説明は以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問等ございましたら挙手をお願いいたします。

それでは、最初に村上専門委員、お願いいたします。

○村上専門委員 村上です。

御説明ありがとうございます。

私からは二つ質問いたします。

一つ目は健康保険の関係です。健康保険組合でマイナンバーによる情報連携が進んでいないという御説明でしたが、進んでいない理由を厚労省としてどのように把握されているか、もし御存じでしたら教えてください。

それと、デジタル庁から、関連する法制度の整備はすでに済んでいるというお話がありましたが、今後、法制度の改正や自治体の条例改正などで必要になるものはないと考えてよろしいでしょうか。

この点を教えていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、まず厚生労働省様からお願いいたします。

○厚生労働省（日原審議官） 健康保険組合におけますマイナンバー連携について御質問をいただきました。これにつきましては、実数でどれぐらいが処理されているかということは、数としては把握しておりませんが、私から申し上げましたのは、この手続の簡素化は更に努力すべきであるという御指摘は、今回貴重な機会をいただきましたので、情報連携の活用を一層お願ひしたいという呼びかけを行っていききたいということを申し上げたということでございます。

一点目につきましては以上でございます。

○菅原座長 村上専門委員、どうぞ。

○村上専門委員 健康保険組合は今、財政的にも厳しい状況のところが多くなっていたり、規模が小さいところもあつたりしますので、呼びかけをするだけでは多分情報連携は進まないのではないかと思います。厚生労働省には原因を把握した上で、適切な対応や支援方法などを考えて、施策として取り組んでいただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○厚生労働省（日原審議官） ありがとうございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

厚生労働省様、よろしいですか。

○厚生労働省（日原審議官） ありがとうございます。

この呼びかけと併せまして、私ども、このマイナンバーによる情報連携の活用は非常に今後の事務の在り方を考える上で極めて重要だと思っておりますので、今御指摘いただきましたように、まさに実務の実情も保険者の皆様からよく伺って、少しでも進むように一緒に考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○菅原座長 ありがとうございます。ぜひ現場の声を聞いて円滑に進むようにお願いします。

それでは、二つ目の質問で、デジタル庁様、お願いします。

○デジタル庁（湯本審議官） デジタル庁でございます。

先ほど私の説明が若干舌足らずで誤解を与えてしまったかもしれませんが、マイナンバー法別表1において、例えば雇用保険や健康保険、厚生年金保険といった事務については、既にマイナンバーの利用が可能となっております。一方で、具体的にどういった情報の提供を受けるかということにつきましては、現行のマイナンバー法別表2に記載されておりますが、そちらについては恐らく改正が必要になってくると思います。その他、厚生労働省さんにおいて、各添付書類の省略のためにどういった情報が必要かを検討いただく中で、マイナンバー連携をするために、必要な制度面の整備というのは出てくるように思われます。

私からの説明は以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

村上専門委員、どうぞ。

○村上専門委員 ありがとうございます。

法律や政省令などの改正が必要な場合は、スケジュールも含めて、厚労省とデジタル庁で御検討いただければと思います。

それと自治体側で、もし何らかの条例改正が必要になる場合は、早めに周知して取り組んでいただくことが重要だと思いますので、総務省とも連携していただければと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○デジタル庁（湯本審議官） 了解しました。よろしくをお願いいたします。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、続きまして戸田専門委員、どうぞ。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

一点質問なのですが、被扶養者の異動届について自動化できないのかということに対して難しいというお話だったのですが、これは紙を前提として、今の事務フローを前提としているのでそういった長期化とか難しい話があるということではないかと思うのですけれども、実際に例えばfreeeのお客様の企業などで、データが既に電子化されている企業については、そのデータを調製することで自動化というのは可能ではないかと思うのですけれども、そういった検討というのはされないのでしょうか。

出生した子供をどの親族の被扶養者にすれば一番有利なのかという情報についても、普通は出産した方は情報を十分にお持ちでないで、例えばワンストップ的にサービスを提供して、市町村によって有利、不利が変わるところについては情報提供をその人に応じて提供するようなことをやれば、かなり全体としての作業工数も減るのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省様、お願いします。

○厚生労働省（日原審議官） 御質問ありがとうございます。

御指摘いただきましたのは、論点1に関しまして先ほど差し上げたお答えについてだと思えますけれども、もう少し詳しく御説明をさせていただきますと、これはまず紙で提出されるか、電子で提出されるかは別といたしましても、今、市町村では健康保険関係の被用者の方の事務というのは、法制的にも担っていただいていないという状況にございますが、まずその市区町村に新しい事務をお願いしなくてはいけないという点、これは市区町村も人的にもそれ以外の資源の面でも、非常にたくさんの業務を今限られた資源の中で御対応いただいているということで、逆にそちらのほうでもいろいろ簡素化の御要望等をいただいているという状況でございますので。まず新たな事務をお願いしなければいけないという必要が生じてしまうということがございます。

それに関連して、今は市区町村の側では出生したお子さん、被扶養者として認定を受けようとする方がどの保険者に属していらっしゃるのかということも把握できないということもございますし、御指摘いただきました点ですと、どの方の被扶養者として認定が受けられるかということは、法律の規定に基づきまして私どもとして一定のルールを示しておりますけれども、そのルールに従った場合にお子さんが御両親の例えばどちらの方かといった、どの方の被扶養者として認定を受けるのかというのは、ルールに照らして認定をする必要があるわけでございますけれども、それについても特定ができないということがございます。

それから、こうした点を除いて考えたといいたしましても、市区町村に新たな事務をお願いして、市区町村から被扶養者認定を行う健康保険組合などの保険者に対して必要な情報をまず送っていただくという必要が生じますほか、保険者さんのほうでは被扶養者認定に

際しましてほかの情報も必要となる場合がございます。ですので、市区町村から仮に出生されたという情報を受け取ったとしても、ほかの情報も必要になるといいますと、今度は逆に事務処理期間が長期化する。あるいは、そういった事務を行います保険者側の事務の負担が増大するといったことも見込まれることから、先ほどのようなお答えをさせていただいたということでございます。

○菅原座長 戸田専門委員、どうぞ。

○戸田専門委員 要は現状のやり方をベースに考えると確かにそうなのかもしれないのですが、すけれども、これは自動化できるのではないのでしょうかというのが質問の趣旨なのですが、いかがでしょうか。

○菅原座長 厚生労働省様、お願いします。

○厚生労働省（日原審議官） ありがとうございます。

今申し上げたような点は、やはり自動化というよりもそれぞれの責任を持った主体の判断が入ってくる、認定という事務に関わるものでございますので、御指摘のような自動化ということでクリアできるということはなかなか難しいかと思っております。

ただ、御理解いただきたいと思っておりますのは、被扶養者届につきましては、出生の場合の出生届などが一律に必要ということではございませんで、例えばほかの手続などで事業主や保険者の方がこれを確認されているという場合は、それを改めて提出いただくということをお願いしない形にしておりますので、そういったことで事務負担の軽減に努めていきたい。

それから、先ほど御説明させていただきましたように、添付書類が必要という場合でありましても、これは情報連携がもっと活用されるように、保険者の方と一緒に、課題があれば一つ一つそれをクリアしていくということで事務負担の軽減を図っていきたく考えてございます。

○菅原座長 戸田専門委員、どうぞ。

○戸田専門委員 各機関での判断というところで、自動化可能なものについては極力自動化していくようなことで再度検討いただければと思います。

以上でございます。

○菅原座長 よろしいですか。

それでは、また関連して質問が出てくるとは思いますが、続けさせていただきたいと思っております。

では、瀧専門委員、お願いします。

○瀧専門委員 本日は御説明ありがとうございます。マネーフォワードの瀧でございます。

日原さん、年金局におられた際に、年金の見える化の件で大変お世話になりました。

続けて、今の戸田さんの質問につなげてのところではあるのですが、一つは、事業者さんによる確認で不要とできている割合はざっくり何割ぐらいになっているのかが、もし分かったら教えていただければと思っております。それで大半の人たちのケースが実

は楽にできているというベースで議論するのか、いや、結構な人たちがそうではないという前提で見るべきかがあると思うので、今お答えが難しければ、事後でも結構ですので、割合を教えていただければというのと、もう一つは、生まれる前にできることはないだろうかと。生まれてから急いでいろいろやるから大変なのであって、生まれる前に何か妊娠届みたいなレベルのところではできないのだろうかというのが一つ質問としてございます。

もう一つございまして、出産予定日の記入についてです。大方私の理解としては、これから入力するシステムが恐らく全国的に変わっていくないし標準化される過程で、出産予定日というのがおおむね入力されていくようなニュアンスの理解をしたのですが、そもそも妊娠届で一番重要なコンテンツは予定日なのかなと思ってございまして、これが現状自治体によって対応が異なっているものなのか、若しくはシステム上そもそも入らない自治体があるのかということについてお伺いしたいと思います。ここがボトルネックになるような気がございまして、状況について分かる範囲で教えていただければと思います。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省様、お願いします。

○厚生労働省（日原審議官） 御質問ありがとうございます。年金の分野でも本当に大変お世話になりまして、ありがとうございます。また引き続きよろしく願いいたします。

それで、今御指摘をいただいた点ですけれども、添付書類を省略できる割合がどれくらいなのかということにつきましては、数でお答えできるものを持ち合わせておりませんので、これにつきましては、割合という明確な形では難しいかもしれませんが、私どもとしても改めて状況を聞いてみたいと思っております。

もう一点、事前にしておけることがないのかということでありましたけれども、こちらでも今すぐこういうことであれば事前ということとはなかなかお答えできるものはございません。申し訳ございません。

それから、出産日の件でございまして、これは所管が異なってまいりますので、把握している範囲でというか伺っている範囲でということではあります。伺っているところによりますと、妊娠届が提出されたということイコール出産予定日を必ず自治体が把握されているということではない状況であると伺っております。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

瀧専門委員、追加でございませうか。

○瀧専門委員 私、子供が一人しかいないので、一度しかやったことがない人なのですが、妊娠予定日をこういう手続のスムーズ化に向けてある意味もっと標準的に入力するものにしていくことが必要なのではと。今回いろいろな項目を見ているときにそれが割と引っかかっているポイントで、ごく一部でもないケースがあると特殊対応があっ

て制度を不便にしてしまう要素があるのであれば、予定日というのをちゃんと入力するという方向が標準様式に入るといいのかなとは普通に思いましたので、このワーキングはほかのところだとローカルルールをやめていくような活動も結構していきまして、要はよほどのことがない限り全国では同じような手続をまずは規範にしましょうみたいなことをやっています、その事例になり得るのかなとも思いました次第です。

ただ、そもそもそこまでシステム上マストの位置づけを帯びていないのはなぜだろうかというのが気になったところでして、予定日後、何もなかったら何かアナウンスというか働きかけをするものではないのかなと思いましたが、これは素人の違和感として質問というかコメントとしてお受け止めいただければと思います。

○菅原座長 ありがとうございます。

厚労省様から何かコメントはございますか。よろしいですか。

それでは、出産予定日等に関しては、本日は呼んでいませんけれども、こども家庭庁様と連携して検討いただきたいと思います。また、規制改革推進室の事務局からも、こども家庭庁とのコンタクトを取って対応してください。

それでは、岩下委員、お願いいたします。

○岩下委員 ありがとうございます。

私は、厚生労働省さんの育児休業給付金と出産手当金の両方の御担当の方と、それから、デジタル庁さんにお伺いしたいと思います。

これは、実は厚生労働省さんもこれを聞かれて大変困っていらっしゃるのではないかとと思うのですけれども、というのはどうしてかということ、私もたまたま今、これは内閣府子ども・子育て本部さんのほうの案件ですけれども、いわゆる就業証明書をめぐる議論で、各自治体ごとの出産・育児関係の業務がどれくらい違っているのかということを幾つかサンプルを取って調べてみますと、全然違うのですよね。何これと思うぐらい、同じ人が生まれてその後育ててという仕組みで、しかも法律が同じ国に住んでいて、ほとんど状況も変わらなくて、道一つ隔てた隣の区とかそれにいるだけでも何でこんなに違うのだと思うぐらい様式が違って、これが地方自治というものの一つの結果なのだと思うのです。

もちろん地方自治体はけなすと怒られてしまうので、すばらしいことだということをお話するのはいけないのですけれども、この手の話について言うと、本当はこういう全国一律的な制度を厚生労働省さん及びその配下の様々な仕組みの中で提供しているにもかかわらず、手続のところは自治体が行うので、その結果、手続が全部違ってしまいうのは、特にそれを使う側にとって、個人にとっては一生に一回かもしれないけれども、社員が大勢いる会社にとっては何人もの社員に子供が生まれましたというところで手続をするわけですが、その都度違う書類、違う手続をやっているというのは何とも不思議なことだという話がこの規制改革推進会議の中で至るところで出てきて、それは何とかしなくてはならないなということで議論になっています。

というところで、私の今の質問は、その観点でお二人の方が健康保険システムの標準化

の議論をされました。これは私、審議会の議事録を今ざっと見ていましたけれども、デジタル庁さんが一生懸命推進されて、厚生労働省の中に会議が置かれています。同じような組織体がたしか内閣府の子ども・子育て本部の中にも置かれていますよね。そこでの議論などを見ていましたら、多分内閣府が異次元の子育ての関係で一番進んでいるのかな。何を言いたいかという、たしか内閣府の報告書を見ていて僕はぎょっとしたのですが、何と書いてあるかという、今の仕組みをそのままにしたままだと効率が悪いから、制度のほうを変えるべきではないかという意見があると書いてあるのです。我々も何となくそれに近い意見をしてみんな言っているわけですけども、ただ、それはとても時間がかかると。だから、取りあえずシステムだけ何でもできるようにしておいて、各自治体の制度はそのままにして、システムを何とか乗り切るんだというのが取りあえず子ども・子育て本部さんのされている子ども・子育て支援システム標準仕様書案の中に明示的に書いてありまして、多分今の議論の議事録をざっと見た限りでは、厚生労働省さんのほうの標準化の委員会でも似たような議論で、要するに自治体の制度をいじることが前提ではなくて、どうやってシステムに乗せるかということを中心に議論している感じがするので、果たして今日おっしゃった標準化が進んでいるから自治体の事務が変わるのだということは本当に期待できるのですかという、そういう座のハンドリングの仕方はされていますか。実際には議事録を見る限り、自治体の事務はそのままよくて、何とかシステムに乗せるために標準化を最大公約数だかなんだかのものを作って、それに乗せていきたいと思いますという議論をしていませんかということを、ぜひ厚生労働省さんの二つの御担当の方とデジタル庁さんにお聞きしたいと思います。

私からは以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、厚生労働省様、次にデジタル庁様の順番にお願いします。

○厚生労働省（松本審議官） 職業安定局は雇用保険の関係です。雇用保険の場合は、ローカルルールについて御指摘をいただくことがこれまたあって、我々としてもその都度、また先行的にも改善してきたつもりですけども、ローカルルールではなくて統一的というのはすごく大事で、かつ、雇用保険の場合は国が一元的に処理をしているので、基本はローカルルールなしでやらなければいけない事務としてやっているつもりでございます。

今回、私どもの、例えば3ページで健康管理システムの標準化というのを引用させてもらっていますけれども、いわばここで出てくるのは、私ら国側が情報を読みに行ったときに、読みに行った先に情報が入力されていないということを考えるとしんどいなという点を申しているわけでございます。その場合には、いわば追っかけ、紙をくださいといった手続を併用せざるを得ないなと考えているところでございまして、そういう意味で、私どもとしては、基本ないデータは利用できないので、そういう意味で、できる限り国の側は統一的な書類というのを遵守した上で、データがあまねく入力されている状況が実現できるとありがたいなと思う次第でございます。

○岩下委員 途中ですみません。

おっしゃることはよく分かるのですが、標準化の議論というのは自治体の事務のほうの話ですよ。自治体がこれを入れてくれなかったら、標準ということは何をやっているかという、自治体のほうは、最小公倍数なのかよく分かりませんが、要するにいろいろなものは仕組みだけ作るのだけれども、実際にどういうふうにするのか。例えばこの事例で言うと、出産予定日を入れるか入れないか自治体のオプションになっているわけですよ。全ての自治体に出産予定日を入れてくださいと指示することは今の制度上できないと思うので、そうすると、出産予定日を入れるように技術的指導か何かで入れることが合理的だよなとかと言うのですかね。それは厚生労働省さんから言えるのですかというか、それを言わないと多分入らないので、システムがどんなに標準仕様ができたとしても、その標準仕様の中のつまみ食いでこれは入れます、これは入れませんということを自治体ができる限りは、出産予定日が必ず入るようにはならないと思いますけれども、そこで入るように働きかけはされているのですかという質問です。

○菅原座長 厚生労働省様、どうぞ。

○厚生労働省（松本審議官） 舌足らずで申し訳ございません。

まさに子ども家庭庁さんと座長が連絡を取られるとおっしゃった整理だと思います。この点は子ども家庭庁さんの所管なので、厚生労働省として質問されても若干お答えしにくいところがございます。申し訳ございません。

○菅原座長 よろしいですか。

では、デジタル庁様、お願いします。

○デジタル庁（湯本審議官） デジタル庁でございます。

デジタル庁としましては、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づきまして様々な標準化を進めております。その中で、委員の御指摘のように、各自治体の事務ができる限り統一化、シンプルになっていくほうが理想ではないかと考えてございます。

一方で、御案内のとおり、各制度を所管している省庁におきましては、それぞれ固有の状況に基づきましてさまざまな事務を自治体をお願いすると認識しております。更に現実問題として、自治体でもこれまでの慣例もあって、さまざまな事務が自治体ごとの背景を踏まえて違ったルールで行われていることもあるというのが現状と認識しております。確かに大きな方向性として、できる限りシンプルな形にしていくことで、国民の利便性も向上するというのが最終的なゴールだと思っていますので、我々としては、なるべく各省庁の意見を聞きながらシステムの標準化を進めることで、少しでもそういった差分をなくすようにシステム面からの支えをしていきたいと考えてございます。いずれにしても、先ほど厚生労働省さんからも御説明がありましたけれども、実際に制度を所管している子ども家庭庁さんと丁寧に議論を重ねる必要があると思っています。

以上でございます。

○岩下委員 分かりました。

ただ、そういう意味では、二回健康管理システムの標準化の中で出産予定日をというのがたしか今回の資料1-2の中には出てきますけれども、どちらも厚生労働省さんやデジタル庁さんが働きかけるというよりは、こういうことになっているから、あとは内閣府さんというか、こども家庭庁さん、お願いしますという意味なのですね。ここで出産予定日が入るでしょうと書いてある部分が3ページとか7ページにありましたよね。それは内閣府さんのほうでやっていただくことだと今回の回答としては理解すればよろしいですか。

○菅原座長 デジタル庁様がお答えになりますか。

では、厚生労働省様。

○厚生労働省（松本審議官） 厚生労働省側もシステム改修であるとか、拾えなかった場合の代替の検討の検討は当然にやらせていただきます。一方で、データが空であることの状態の改善は、こども家庭庁さんとも協議をしながら改善に向けて進めていきたいという趣旨で、全くお見込みのとおりという理解でございます。

○岩下委員 分かりましたが、ぜひこども家庭庁さんともよく協議して、入る方向でどなたかが努力しないと絶対に必須な値にはならないと思うので、ぜひそこについての御対応をよろしく願いいたします。

○菅原座長 ありがとうございます。

今日はこども家庭庁も呼べばよかったですのですが、いずれにしても関係省庁で協力して進めるということが大前提だと思いますので、よろしく願いします。

続きまして、落合専門委員、お願いします。

○落合専門委員 御説明ありがとうございます。

私のほうでは、最初に木村様に今まで御説明いただいていた中で、基本的には前向きに皆様で取組を進めていかれる方向でお話はいただいているものの、ただ、現場の肌感覚でいうと懸念を持たれている部分があるのではないかとも思いましたので、それをお伺いしてからとっておりました。

○菅原座長 それでは、これまでの議論と先ほどの御説明の論点も含めまして、現場の声ということで木村様のほうからコメントをお願いします。

○freee（木村執行役員） ありがとうございます。

ここまでのいろいろ御回答をいただきまして、非常に進んでいきそうな部分も多いなというところで、非常にありがたく思っているというのがまず前提としてございます。

その中でいろいろ、まさに戸田さんがおっしゃっていたとおりですけれども、やはり現行業務を前提にするか、どこまでその中身に踏み込めるかというところがかなり難しいのだろうなどは思っています、ただ一方、就労証明のようなこれから成功体験にしていけるようなものとかも一つあるのだろうなど思っています、標準化みたいなことというのにある種音頭を取っていける、あるいはそういうことをやっていく中で、どここの自治体ではこういう形、あるいはどここの健保組合ではこういう形で項目を減らせた、あるいは標準様式に寄せられたみたいな成功例が出てくると思っていますので、デジ庁さんなのか、

こども家庭庁さんなのか、厚労省さんなのか分かりませんが、うまくハブになっていただいて、BPRの全体の音頭を取っていくみたいなことができると非常によいのかなと思った次第です。

標準化とか手続のパッケージ化みたいなこと、一つの書式の中に次の続く手続のものをチェックで入れてしまうような形でやってしまうとか、あるいはその手続を使わないという確認だけに絞ってしまうとか、先ほど通帳の写しが要らなくなっているというお話もありましたけれども、これも通帳の写しは要らなくなっているのですけれども、代わりにこちらの公金口座に払い込んでほしいという届け自体は、たしか金融機関の指定届みたいなものは必要になるのかなと思っていて、これは多分個別でいくとそれなりに事情があるのだと思うのですけれども、公金口座というところをこれからメインで行政として使っていくのであれば、デフォルトをそちらに寄せて、使わない場合のみチェックを入れるとか、何かしら寄せる方法があるのではないかなとも思っていて、そういうような工夫だとか、先ほど申し上げたような各自治体さん、健保さんのようなところのBPRの取りまとめのハブというか、成功例の共有のハブになっていくようなことができるとよいのではないかなと思った次第です。

あと、ちょっと細かい点になりますけれども、例えば申請者が世帯主の場合は不要であるみたいな形の省略の場合だと、世帯主というのが極端に男性に偏っているというのが我が国の現状ですので、意外とこれで除外できないケースが多いように思っているとか、そういった結構細かい落とし穴があるのではないかなとも思っていて、そういったところも実態を把握しつつ、改善していけるといいのかなと思った次第でございます。

私がかつて申し上げたことは全部申し上げたので、一旦私は手を下ろします。ありがとうございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

では、落合専門委員、続けてお願いします。

○落合専門委員 ありがとうございます。

今おっしゃっていただいた中で、やはり全部の手続をどう考えるかというときに、多分妊娠届も全部が提出されているとは限らないという話だと思いますし、扶養届についても選択をしていただかないといけない部分もあるということは、そういうこともあると思います。全部自動化ができないという点は、おっしゃるとおりの部分があるのだろうと思います。

ただ一方で、業務の簡略化、効率化を行っていくためには、カバー率が大きい場合を中心に、できる限り手続のうち一部だけでも省略できる部分を拡大していったり、また、被扶養者届とは別で、例えば養育期間標準報酬月額特例申出書については働きかけをしてもらうというようなことがあったと思います。例えばそういう手続についてなるべく出生届が提出されたことをキックにして、なるべく早く先に進むように、少なくともこの部分は自動照会してもらい、ここの部分を一つでも選択してもらって、仮に比較的簡単に認定が

できるような場合であれば、それは提出書類などをできる限り簡略にしていくという形で整理できないでしょうか。特に被扶養者届の点と妊娠届を利用する可能性があるような場合は御検討いただく余地がないかと思いますが、これらの点についてどうお考えになられるかを厚労省様にお伺いできればと思います。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、厚労省様、お願いします。

○厚生労働省（日原審議官） まず、健康保険関係で私のほうから一点申し上げさせていただきますと、やはり今、木村様から御指摘いただきました成功例の把握が非常に大事なことだなということを改めてお話を伺って思った次第でございます。先ほどのマイナンバーによる情報連携、これはもっと保険者の有しておられる課題であるとか状況を把握すべきだという御指摘をいただきましたけれども、課題を伺うことと併せまして、こうした形で課題を乗り越えられたということもぜひ把握させていただいて、それを少しでも広げていけるような形でこの活用の呼びかけ、推進を図っていきたいと思っております。

私からは以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

落合専門委員から追加でございますか。

○落合専門委員 実効性を高めていくための取組というのにも必要だと思いますし、そのために成功例を調べていただくといったことも重要なことだと思います。

一方で、手続の全部が自動化しない場合でも、できる限り効率化をしていくためにどういう形になるか、そのときに事務手続もどういう形で、なるべく利用者側に負担がなくなるような形で、できる限り取得できる情報を広くしていただくことも大事だと思います。例えばその中で保険組合や、どこの健康保険に入っているか分からないというお話があったかとは思いますが、こういった場合も今後情報として連携していくことに意義があるような場面がほかにもないのかも含めて、御検討いただく中で全体として効率化を図っていただければと思います。

○菅原座長 ありがとうございます。

厚生労働省様、デジタル庁様、何かコメントはございますか。特にないということでしょうか。

ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見がある方はいらっしゃいますでしょうか。

村上専門委員、どうぞ。

○村上専門委員 村上です。

先ほどから意見が出ている点の確認になりますが、標準化を進める際に、従来の紙の書類の様式ではなく、データ項目という考え方を持っていただきたいと思います。これは特に厚労省に対してで、デジタル庁は、その辺を理解されていると思います。

それから、妊娠届の時点で必要な情報をまず登録し、その後、出産したら追加で情報を

登録するといったように、二つのタイミングで全て必要な情報を登録できるようにしておくと思います。その上で、自治体やfreeeのようなサービス事業者が、必要なところに必要な情報を送るという手続全体のシンプルな将来像を描き、現行制度をどう改正していけば、それに近づけることができるのかを考えると思います。現行制度のままどうデジタル化に対応するかではなく、先ほど岩下さんも言われたように、まずシンプルなデータの流れを考えた上で、それに制度を合わせるという考え方を、厚生労働省には持っていただきたいと思います。そうすれば、それはこども家庭庁ですとか、それは年金局ですとか、そういった縦割りを排して、理想形を描けると思いますので、ぜひ御検討という意識改革をお願いします。

私からは以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

厚生労働省様、コメントはございますか。

○厚生労働省 ありがとうございます。特にございません。

○菅原座長 村上専門委員からの意見は検討の際には縦割りをなくし、また、そもそも仕事の見直しに関して意識改革をしっかりとっていただきたいということですので、よろしくをお願いします。

それでは、岩下委員、お願いします。

○岩下委員 私も村上さんと同じ論点なのですが、ただ、そもそも今日ここに集まっていたのがデジタル庁さんと厚生労働省さん三つの部局で、しかも、いらっしやらないけれども、多分こども家庭庁さんというか内閣府の子ども・子育て本部さんが重要なキープレーヤーだということで、この案件だけでまず中央省庁側で五つぐらいあるわけですね。加えて、ここに1,700の自治体があるので、これは掛け算でメッシュになっていますから、とてもではないけれども全部の制度をばちっと変えますみたいなことというのは、今の仕組み上できないのは我々ももちろん分かっているわけです。

だから、ファーストベストというか、一般の国民、あるいはその国民が勤めている先の勤務先といったところの事務負担というのが今日木村さんの論点から非常に重要な視点として出てきたと思うのですが、実際にその部分でこの5掛ける1,700の世界の中で考慮されることはまず無理ですね。私、審議会の模様も見ていますけれども、審議会に出ている自治体の人だって自分のところをどうするかは決められても、1,700の自治体全部の代表ではないわけですから、よそはどうするかなんて決められないのですよね。という意味も込めて、制度を変えていくということのところを皆さんの自主的な努力で頑張ってくださいと言っても、そうそう変わらぬだろうという感じがすごいです。

多分唯一の救いは、デジタル庁さんがこの世界で全体のコンダクトを取っていらっしやるといところは非常に重要で、そういう意味では、もちろん制度そのものをそんなに根っこからは変えられないにしても、先ほどできるだけ共通化していこうという気持ちをお持ちだという御発言をいただきましたけれども、もちろん自治体に対して何らかの強制

を伴うようなことというのはいかなるの分かってはいるのですが、異次元の子育て、少子化対策という視点からも、ここにコストがかかっていること自体によって社会にとって望ましくない現象が起こっていることは明らかなので、そこについては何がしか従来のいろいろないわゆる地方自治で地方に対してこういうことをお願いするということのタブーみたいなのがいろいろあるのだと思うのですけれども、そうは言っても、できること、できないことはあるわけですね。合理性があれば技術的指導として言えるわけではないですか。そういうことを上手に活用しながら、できるだけ利用者、国民及び国民の勤め先の会社のことまで慮った政策を取るように、そこまで見えているのは多分デジタル庁さんだけなのではないかと僕は思うので、ぜひデジタル庁さんにそこをリードしていただきたいと思っております。期待しています。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

政策のハブといいますか、デジタル庁さんリーダーシップを取っていただきたいという御意見だと思いますが、デジタル庁の湯本様、いかがでございましょうか。

○デジタル庁（湯本審議官） 各省庁が縦割りであるという御批判はあろうと思っておりますけれども、デジタル庁といたしましては、先ほど申し上げたとおり、自治体の業務システムの標準化などの推進を通じて、できる限り委員から今御指摘があったことに向けて努力していきたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、戸田専門委員、お願ひします。

○戸田専門委員 岩下先生と全く同じ趣旨なのですけれども、デジタル先進国と言われるところはユーザージャーニーを起点に全体のシステム設計をやって、制度自体のBPRをやっていくというようなことをやっておりますので、ぜひデジタル庁様にはユーザージャーニーを起点に制度の見直し、制度趣旨が実現される仕組みがどうあるべきかというような観点で制度を含めた見直しをやっていただければと思います。各省庁さんのお手伝いをするというのではなくて、主体的な動きを期待しております。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

デジタル庁様、再度コメントはございますか。

○デジタル庁（湯本審議官） 我々に対する叱咤激励というか期待だと受け止めまして、頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、ほかの委員の皆様、特に御質問はございませんか。

なければ、freeeの木村様、プレゼンいただいて、今までの議論も聞いて、コメントが最後にございましたらどうぞ。

○freee（木村執行役員） まさに先ほど戸田さんがおっしゃっていただいたとおりで、結

局全ての事情は手続を個別にする親御さんからするとあまり関係のない話なので、とにかく申請者から見て必要なことが合理的に簡単にできるという状態を作るというのがゴールには据えたいですし、そこを横を見つつリーダーシップを取っていただけるのがデジタル庁さんであるならば、ぜひ本当に大いに期待させていただきたいというので、熱くエールを送って私のコメントとさせていただきます。

○菅原座長 ありがとうございます。

今の政権におきましては異次元の少子化対策を掲げており、こうした事務手続の簡素化も重要な要素であると思います。また、社会全体のコスト低減につながる話でもありますから、引き続き、関係省庁で連携して前向きに検討をお願いします。

それでは、ここまでとさせていただきたいと思います。

厚生労働省様、デジタル庁様におかれましては、ただいまの議論を踏まえて必要な検討を速やかに行ってください。また、事務局においてもしっかりフォローアップをするとともに、答申に必要な事項を盛り込めるよう、更に検討を進めてください。

それでは、プレゼンいただきましたfreeeの木村様、それから、厚生労働省様、デジタル庁様におかれましては、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。退出するボタンで御退室ください。

(議題1 関係者退室)

○菅原座長 それでは、議事2に移ります。

最後に、規制改革ホットラインの処理方針について事務局より説明をしてください。

○鈴木参事官 事務局でございます。

ホットラインの処理方針でございますけれども、公金の電子納付の推進などにつきまして「◎」を作っていただいております。引き続きフォローアップすることとしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいいたします。

○菅原座長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明、資料2について何か御意見、御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ホットラインの処理については、この内容にて処理方針を決定させていただきたいと思います。今後、ワーキングにてしっかりと対応していきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いたします。

それでは、本日の議題は以上です。

今後の日程については、追って事務局から御案内させていただきます。

それでは、これにて会議を終了させていただきます。本日はありがとうございました。